

12 危険物・保安関係

ア 共通事項関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
保安四法関係 (総務省)	平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討 (結論)	措置	(総務省) 特定屋外タンク貯蔵所の検査周期の設定に関し、余寿命予測に関する検討成果を踏まえ、安全性を損なわないことを前提に具対的な基準を定めることについて、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日に結論を得た。	
(総務省)	b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。	逐次実施			(総務省) 保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について(平成12年12月19日付消防危第118号)により、審査機関の基準を定めた。	

イ 高圧ガス保安法関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る容器置場 (経済産業省)	可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る2階建容器置場の設置基準について検討する。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 学識者、業界関係者等による「容器置場の立体化検討委員会」において調査及び実証実験結果の検討を行い、水素及び酸素に係る2階建容器置場の設置基準の基本的な考え方について平成15年3月14日に結論を得た。	
充てん容器等の加温に係る技術基準の見直し (経済産業省)	シリンダーキャビネット内部において、容器・バルブ・配管を加温する場合には、自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用を認めることについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討 (結論)	措置		(経済産業省) 容器・バルブ・配管を加温する場合に自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用も可能とするための措置を講じた。 【液化石油ガス保安規則等の一部を改正する政令(平成14年経済産業省令第104号(平成14年9月30日施行))】	
移動式製造設備の防消火設備設置基準 (経済産業省)	高圧ガスに係る移動式製造設備(新バルクローリーに限る。)から当該製造事業所に設置された新バルク貯槽に対して充てんする際のローリー停車位置への防消火設備の設置義務の除外について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年3月経済産業省原子力安全・保安院長通達】	措置済				
医療用コールドエバポレータ設備に係る設備距離 (経済産業省)	一般のコールドエバポレータと同等の設備距離確保が義務付けられている医療用コールドエバポレータ設備について、一定の場合におけるその設備距離の緩和を検討する。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 学識者、業界関係者等による「医療用CEの設備距離検討委員会」において調査及び実証実験結果について検討を行い、一定の場合において設備距離の短縮を可能とすることで平成15年3月17日に結論を得た。	
タンクローリーの他都道府県への移籍時における完成検査 (経済産業省)	他都道府県からのタンクローリーの移籍の際の合理的な完成検査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年3月経済産業省原子力安全・保安院長通達】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
高圧ガス製造施設に係る認定保安検査実施者の要件 (経済産業省)	自ら保安検査を実施することができる認定保安検査実施者の認定基準について再検討することにより、コンビナート関連事業者以外の第一種製造者についても、認定保安検査実施者への移行を推進する。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】	措置済				
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省)	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】	随時			(経済産業省) 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として「高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業」を決定し、認定検査実施者の自主検査対象の拡大を行うことができることとするとともに、これについて各経済産業局及び都道府県に対し、周知を図った。 【構造改革特別区域における認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の自主検査の対象に係る特別措置について(平成15.03.28原院第1号)平成15年3月31日発出】	
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 (経済産業省)	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置済				
ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方の検討 (経済産業省)	ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について、保安レベルの維持・向上を前提として、整合化等の観点から検討を行う。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」にて検討を行い、とりまとめ結果を平成14年7月26日に公表した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
圧力容器に係る例示基準の拡大 (経済産業省)	高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準に係る例示基準に、米国機械学会(ASME)の規格を採用する。		措置		(経済産業省) 米国機械学会(ASME)の規格を採用するため、高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準及び例示基準について所要の整備を行った。 【特定設備検査規則等の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第41号)「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の一部改正について(平成15・03・28原院第8号)】	
特殊高圧ガス等の輸送時の運転要員の確保方策 (経済産業省)	保安の確保を前提に、特殊高圧ガス等の輸送時における運転要員の確保方策について検討を行う。		検討	検討 (結論)	(経済産業省) 保安の確保を前提に、特殊高圧ガス等の輸送時における運転要員の確保方策について基礎的な調査を行ったところであり、同調査等を踏まえ、引き続き具体的な方策について検討を進めることとしている。	

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
容器による販売方法の見直し (経済産業省)	原則としてガスメーターによる体積販売とされている液化石油ガスについて、質量販売に対応した安全器具開発の結果及び効果を踏まえ、質量販売の範囲について検討する。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 学識経験者、業界関係者等からなる「質量販売対応型安全機器の開発委員会」において、開発した質量販売対応型安全機器の効果等について検討を行い、平成15年1月に、同機器の使用による保安の確保を確認するとともに、質量販売を進める際の課題として、保安責任の変更や販売方法等に対応した消費者、事業者等における環境の整備を求める報告がとりまとめられたところ。同報告を踏まえ、これら課題の進展状況等を踏まえて、引き続き検討を行うこととしている。	
バルク貯槽の保安距離の緩和 (経済産業省)	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。	検討	検討	検討 (結論)	(経済産業省) 学識経験者、業界関係者等からなる「高度保安型バルク供給システム技術開発委員会」において、シミュレーションを検討し、実証実験を進めているところであり、今後、これらの結果を踏まえた検討を行い、平成15年度中に結論を得る予定である。	

工 労働安全衛生法関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ボイラー・圧力容器の性能検査 (厚生労働省)	a 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。	検討	検討(結論)・措置		(厚生労働省) 「ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)」及び「圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)」により、ボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準の性能規定化について所要の措置を講じた。	
	b 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	一部措置済	措置		(厚生労働省) 「ボイラー及び第一種圧力容器の2年連続運転認定制度の概要」リーフレットを1万部作成し、全国の都道府県労働局、労働基準監督署及び性能検査代行機関を通じ、周知を図った。また、関係団体の広報誌、全国工作責任者大会等の研修会においても周知を図った。	
	c 設備を停止して行う性能検査の周期について、労働安全衛生法のボイラー及び圧力容器安全規則等において管理等が良好で延長を行い得る安全要件等の合理的基準を定め、この基準に適合すると認められるボイラー等の検査周期を4年程度に延長することを目途に、平成11年度から行っている試行の結果を踏まえ、早急に所要の制度改正を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局長通達】	措置済				
ボイラー等の検査 (厚生労働省)	a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	原則として、15年度中に実施			(厚生労働省) ボイラー等の検査に係る自己確認等のインセンティブ制度の導入状況について、国内法及び諸外国の状況を調査したところであり、平成15年度中に検討・実施する予定。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	b 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に規定した登録機関による実施について検討する。	原則として、15年度中に実施				(厚生労働省) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に規定した登録機関による実施については、閣議決定の趣旨を踏まえ、第156回国会に「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(仮称)」として提出したところ。【第156回国会に法案提出】	
ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省)	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局長通達】	措置済					
ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省)	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。	検討	措置			(厚生労働省) 遠隔制御を行うボイラーの基準、点検基準等のボイラーの遠隔制御基準の見直しについては、平成15年3月31日に厚生労働省労働基準局長通達を発出。	
事務所の作業環境測定の簡素化 (厚生労働省)	事務所における作業環境測定の実態等を踏まえ、その簡素化を図る。		検討	検討(結論)		(厚生労働省) 学識経験者等による「事務所における作業環境測定に関する検討」委員会を開催し、検討を行っているところであり、平成15年度中に結論を得る。	
レーザー機器のクラス分類の簡素化 (厚生労働省)	レーザー機器のクラス分類について、日本工業規格(JIS)の改正に応じその簡素化を図る。		日本工業規格の改正に応じ検討・措置			(厚生労働省) 日本工業規格は平成15年中に改正される予定であるため、その内容をもとに検討・措置を行うこととしている。	

オ 消防法関係

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
引火点の高い液体の危険物からの除外 (総務省)	a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。 【消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)】	法案成立、公布	措置(6月施行予定)		(総務省) 「消防法の一部を改正する法律(平成13年7月4日法律第98号)」を平成14年6月1日に施行。		
	b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号)、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第136号)】	政省令改正	措置(6月施行予定)		(総務省) 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年9月14日政令第300号)」及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年10月11日総務奨励第136号)」を平成14年6月1日に施行。		
防火管理者の業務の外部委託 (総務省)	防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、結論を得る。	検討	検討(結論)		(消防庁) 防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて、「防火管理者制度のあり方に関する検討会」において検討を行い、平成15年3月6日に結論を得た。		
自動火災警報器に係る消防法と高圧ガス保安法の重複規制の撤廃 (総務省)	コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、施設等の実態等を踏まえ、自動火災報知設備等の設置を免除することについて検討し、結論を得る。	検討	検討(結論)		(総務省) コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、高圧ガス保安法による防火安全対策を踏まえ、一定の要件に適合する場合には、消防法第17条の規定に基づく屋内消火栓設備や自動火災報知設備等について、設置を免除して差し支えないこととした。 【「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則が適用される充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成15年3月28日付消防予第97号消防庁予防課長通知)】		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 (総務省)	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		(総務省) 排煙設備に係る技術基準の性能規定化の導入について、「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」等において検討を行い、平成15年3月27日に結論を得た。	
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し (総務省)	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		(総務省) スプリンクラーヘッドに係る技術基準の性能規定化の導入について、「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」等において検討を行い、平成15年3月27日に結論を得た。	
危険物取扱者の実務経験要件の見直し (総務省)	甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。 【検討の結果現行の制度を維持することとした】	結論			(総務省) 内容につき検討を行ったが、実務経験は学歴要件を満たさない場合に受験資格を緩和するものであり、実務経験の資格取得要件化により受験の機会が拡大するものではないため、実務経験の資格取得要件化は行わない。	
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 (総務省)	安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		(総務省) 安全性を損なわないことを前提に、運転時間等を加味した運転要員確保の要件について検討を行い、平成15年3月13日に結論を得た。	
給油取扱所における作業場の面積 (総務省)	自動車の点検整備を行う作業場について、係員以外の者が立入りする建築物部分の面積の算定方法に関し、安全性を損なわないことを前提に検討し、結論を得る。 【平成13年消防庁危険物保安室長通知】	措置済				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
危険物施設の保安検査 (総務省)	a 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討 (結論)	措置	(総務省) 危険物施設の保安検査について、優良事業所の優良な特定屋外タンク貯蔵所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に関する検討成果を踏まえ、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準を定めることについて、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日に結論を得た。	
	b 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。	検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討			(総務省) 危険物施設の保安検査について、優良事業所の優良な特定屋外タンク貯蔵所については、更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日に結論を得た。	
	c 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討 (結論)	(総務省) 「危険物規制に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」において、現行の危険物に係る技術基準の体系的な整理、各技術基準の趣旨、要求レベル、背景等の調査・分析等を行っているところであり、平成15年度中に結論を得る。	
消防用機械器具の検定	消防用機械器具の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃する。 (第154回国会に関係法案を提出)	法案提出	法案成立後公布、施行	(総務省) 消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)により、消防用機械器具の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃した。(平成14年10月25日施行)		
タンクローリーに関する規制緩和 (総務省)	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。	検討	検討 (結論)	(総務省) 移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)の間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について、現行基準の趣旨、要求レベル、背景等の調査分析等を行い、「危険物規制における技術基準の性能規定化に関する調査検討会」において平成15年3月18日に結論を得た。		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
使用停止命令の解除 (総務省)	製造所等の緊急使用停止命令後の使用再開の在り方について検討する。		検討 (結論)		(総務省) 「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」(平成14年10月23日付消防危第503号消防庁危険物保安室長通知)により、消防法第12条の3第1項の規定に基づく緊急使用停止命令について解除要件を示した。	
燃料電池の消防設備非常電源としての使用	燃料電池の消防用設備等の非常電源への活用の可能性について、燃料電池に係る新技術の開発、社会情勢の変化、使用実績等を踏まえ、その可否も含め検討する。		検討	検討 (結論)	(総務省) 燃料電池の消防用設備等の非常電源への活用の可能性について、安全性を損なわないことを前提として、その可否も含め検討し、平成15年度までに結論を得ることとしている。	

カ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講じられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
含水爆薬の現場製造 (経済産業省)	現在、硝安油剤爆薬に限定されている移動式製造設備での製造について、含水爆薬に係る技術基準を検討する。	検討	検討 (結論)		(経済産業省) 学識者、業界関係者等による「移動式製造設備の導入に関する検討会」において、エマルジョン爆薬に加え、スラリー爆薬も含めた移動式製造設備での製造について導入上の問題点について検討を行い、含水爆薬について移動式製造設備での技術基準の基本的な考え方について平成15年3月23日に結論を得た。	
石油コンビナートの防災資機材の基準 (総務省)	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。	随時			(総務省) 大型泡放射砲については、石油コンビナート地区における防災資機材としての可否について検討中であり、平成15年度中に結論をえることとしている。	
長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省)	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。	検討			(経済産業省) 「ガスパイプライン安全基準検討会」の中間取りまとめ(平成14年3月)を踏まえ、平成14年度において、技術基準等の素案のとりまとめを行ったところあり、平成15年度に省令等の整備を行う。	
自動車用エアバックガス発生器に係る危険工室規制の見直し (経済産業省)	自動車用エアバックガス発生器製造のための危険工室の定員及び停滞量の見直しについて検討を行う。		検討 (結論)		(経済産業省) 製造する火薬類の特性や製造方法の実態を踏まえ、安全性についての評価等を行った結果、自動車用エアバックガス発生器の組立仕上工程の定員の増加を行うことについて、平成15年3月3日に結論を得た。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講じられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 (厚生労働省)	安全性を損なわないことを前提に、2人乗車規制等毒物及び劇物取締法に基づく運転要員の確保方法の在り方を見直す。		検討	検討 (結論)	(厚生労働省) 事故防止のために、輸送距離が一定以上の場合、二人乗車を義務付けているところであるが、国際的整合性の観点も考慮し、同様の規定を設けている消防庁、経済産業省と連携を図りながら、輸送時の安全性を確保するため必要な毒物又は劇物輸送時における運転要員の確保基準について検討を行っており、平成15年度中に結論を得る。	